

令和 年 月 日

保護者 様

備前市立三石小学校

校長 中村 国広

出席停止について

本日、お子様が_____にかかりましたと、連絡を受けました。
この感染症は、学校保健安全法第19条の規定により、次のとおり出席停止の取り扱いをいたします。この期間は、欠席扱いになりませんので、治療に専念してください。
なお、感染症が治って登校するときは、医師の診断を受け、別添えの証明書を学校へご提出ください。

記

○出席停止者 _____年 _____番 氏名 _____

感染症の予防について

- 学校は多くの子どもたちの集団生活の場であり、学校教育が円滑に実施され成果をあげるために、学校や保護者が心得ていなければならぬことがあります。学校における感染症の予防もその一つであり、保護者の方にぜひ正しいご理解とご協力を願いしたいと思います。
- 校長は、児童・生徒が感染症にかかっていたり、かかっている疑いがあったり、又はかかるおそれのあるときは、出席を停止させることができます（学校保健安全法第19条）。
- 学校において予防すべき感染症の種類は次のとおりです。

第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）及び鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであつてその血清亜型がH5N1であるものに限る。）
第2種	インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1）を除く。）、百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎、風疹、水痘、咽頭結膜熱、結核及び髄膜炎菌性髄膜炎
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎その他の感染症

※その他の感染症については、感染症の種類や地域、学校における発生・流行の状況等を考慮のうえ判断します。

出席停止の期間は、感染症の種類に応じて、だいたい基準が決められていますが、病状は個人差もありますので、合併症の起こらないように十分休養し、医師の診断に基づいて、元気になって登校するようご留意ください。なお、感染症の感染を防止するために、出席停止の期間中は、友達との接觸を避けてください。